

景観重要樹木の指定について（大阪府内初）

1 景観重要樹木とは

地域の景観上重要と認められる樹木を良好な状態で保全する景観法の制度。
このような貴重な地域資源を積極的に保全することは、市民共有の財産として認識されるだけでなく、「岸和田のシビックプライド」を未来につむぐ効果も期待できると考えられる。

2 全国の動向

〇49 市区町村 598 件（177 箇所）指定（平成 28 年 3 月 31 日時点）
〇樹種はツツジ・サクラ・マツ・イチョウ・ケヤキが多く、5 種で全体の約 8 割

⇒指定後、地域の歴史や文化的価値を伝える象徴として、観光やこどもたちの学習カリキュラムへ活用

3 岸和田市における景観重要樹木指定・保全の考え方

（1）本市の考え方

〇岸和田市景観条例 第 31 条

市長は、景観重要建造物のうち歴史的、文化的又は建築的な価値が高い建造物として認めるもの及び景観重要樹木のうち歴史的又は文化的な価値が高い樹木として認めるものを保全するため、必要な施策を実施しなければならない。

〇指定の方針（岸和田市景観計画）

公共の場から眺められ、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いた上で指定する。

- ①地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけておる樹木
- ②歴史的、文化的な価値が高い樹木
- ③市民に親しまれ愛されている樹木
- ④良好な景観形成のため市長が必要と認める樹木

⇒第 1 弾指定の考え方（平成 28 年第 2 回景観審議会にて承認）

指定の方針における“市民に親しまれ愛されている樹木”となる「ここに残る景観資源発掘プロジェクト」における指定樹木のうち、樹木全体が公共空間から見る事ができるものであることを前提に、景観整備を進めていく核となる地区として市景観計画に定めのある景観配慮地区に位置する樹木に加え、樹木診断の必要性を鑑みて、民間・共有地にある樹木を優先的に指定。

奥家の棕



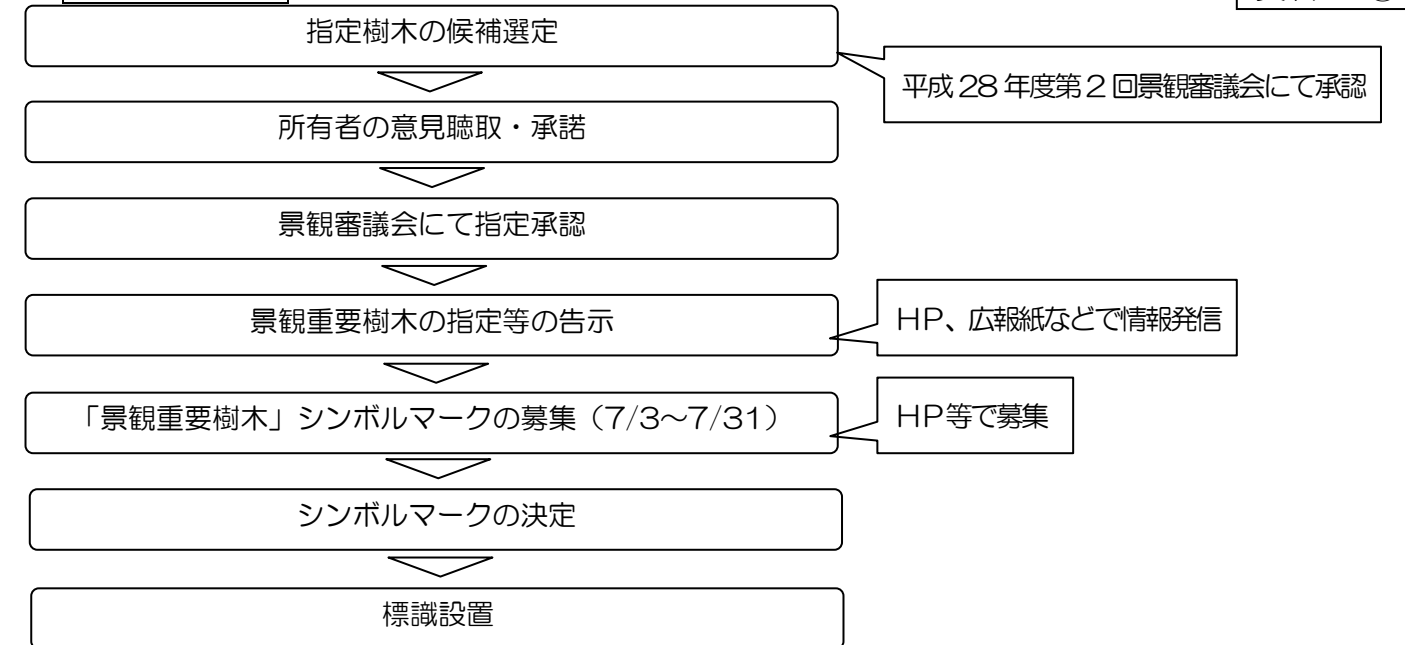
塔原町のサクラ



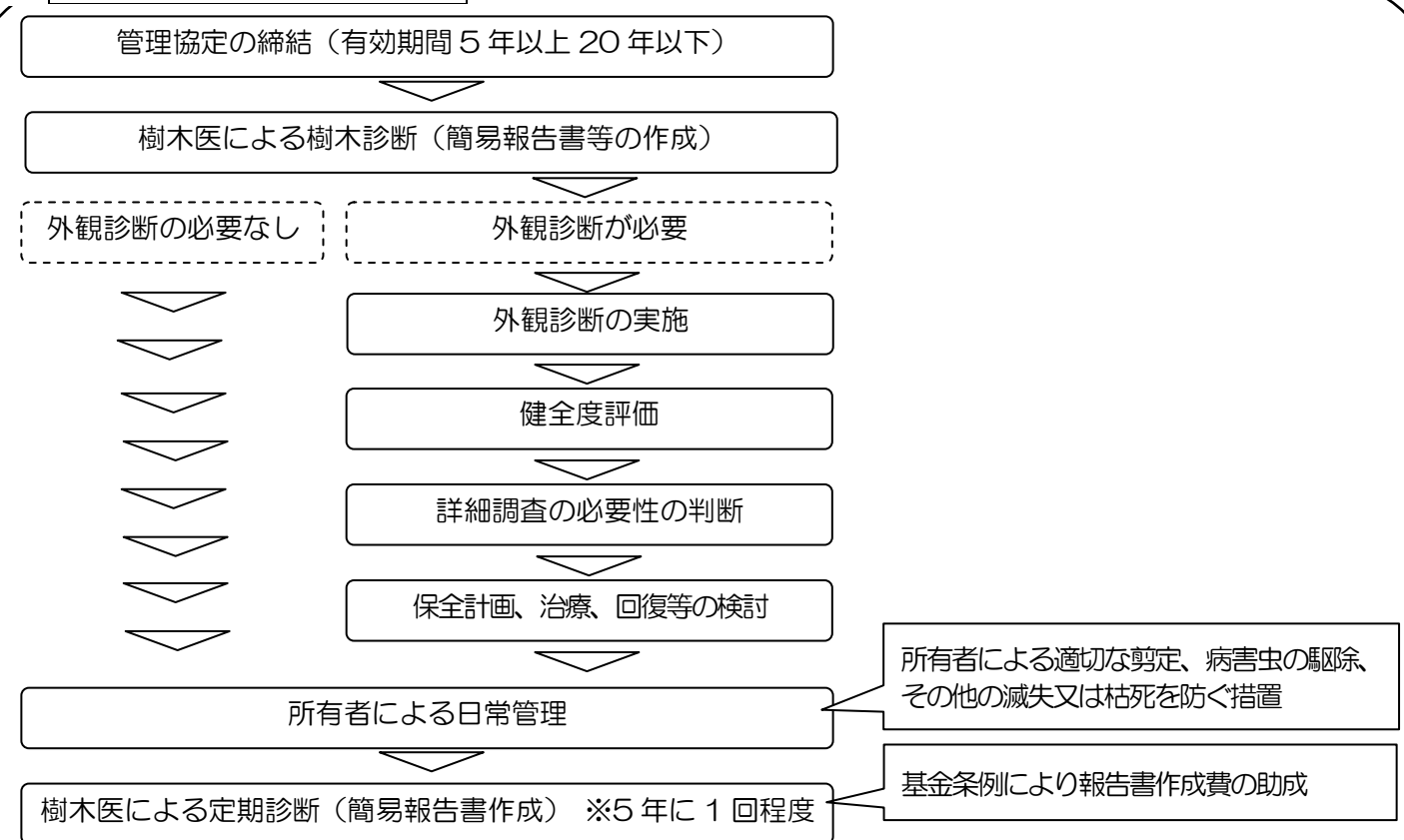
吉井町のエノキ



（2）指定までの流れ



（3）指定後の管理と支援イメージ



【参考】標識設置イメージ



※記入する必要がある項目

（1）指定番号、指定年月日（2）景観重要樹木の名称